

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

総 務 課
女 性 支 援 室

目次

重点事項	1
1 困難な問題を抱える女性への支援の推進について	2
2 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(議員立法)のポイント	2
3 令和7年度 困難な問題を抱える女性への支援関係当初予算案の概要	3
4 官民協働等女性支援事業	3
5 女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業	4
6 女性自立支援施設通所型支援モデル事業	4
7 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金	5
8 令和7年度以降の地域区分について(女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金)	5
9 女性支援を担う者の人材育成の強化	6
連絡事項	7
第1 困難な問題を抱える女性への支援について	8
1 民間団体との協働による支援の推進	8
2 女性相談支援員の配置促進、処遇の確保等	9
3 国の研修体系の見直し	10
4 権利擁護及び質の評価の仕組みの検討	11
第2 令和7年度当初予算案等について	11
1 官民協働等女性支援事業	11
2 女性自立支援施設通所型支援モデル事業	12
3 女性相談支援員活動強化事業	13
4 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業	13
5 DV被害者等自立生活援助事業	14
6 民間団体支援強化・推進事業	14
7 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	14
8 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業	15
9 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金	15
10 女性相談支援センター運営費負担金	16
11 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	16
12 社会福祉施設等施設整備費補助金(女性自立支援施設等分)	16
13 補助金の適正な執行	17
第3 その他	18
1 関係支援機関や他の支援制度との連携・協働	18
2 悪質ホストクラブ問題	18
3 「民法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組	19
4 外国籍を有する女性等への支援	19
5 人身取引被害者支援	20
6 「かいた婦人の村」	20
7 災害時の備蓄等	20
8 栄養士法の改正に伴う女性自立支援施設の設備基準の改正	21
9 女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画の策定	21
10 女性支援を担う者の人材育成等	21
11 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」	22
12 全国フォーラム	23
参考資料	24
1 「女性相談支援員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」新旧対照表(案)	25
2 「官民協働等女性支援事業の実施について」新旧対照表(案)	27
3 「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業の実施について」新旧対照表(案)	37
4 「民間団体支援強化・推進事業の実施について」新旧対照表(案)	42
5 「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について」新旧対照表(案)	44
6 女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業の実施について(案)	47

重 点 事 项

困難な問題を抱える女性への支援の推進について

(1) 現状・課題

- 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、厚生労働省においては国の基本方針・ガイドラインの策定や各種支援事業の実施のほか、より多くの支援対象者を支援に繋げ、女性支援新法に基づく新たな支援を定着・推進するため、①女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル#8778（はなそつなやみ）の開設、②女性支援特設サイト（あなたのミカタ）の運営、③全国フォーラムの開催等を行っている。
- 今後、女性支援新法の理念にのっとり、さらに困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するためには、官民協働等による切れ目ない包括的な支援体制の構築や、女性支援を担う人材の育成、支援機関における支援の質の向上等が不可欠である。

(2) 令和7年度の取組

- ①支援対象者の早期発見から地域での自立・定着まで切れ目ない女性支援の一層の推進を図る官民協働等女性支援事業の創設、②女性支援機関の支援員の質の向上・業務負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業の創設、③女性自立支援施設通所型支援モデル事業における賃借料加算の新設、④女性自立支援施設における就職支援等の充実等により、引き続き困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- 国の研修体系を見直し、公的支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施し、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。
- 女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度に策定した女性自立支援施設における第三者評価基準等の活用を促すとともに、令和7年度においては、女性相談支援センター一時保護所を評価する仕組み等について検討を進める。

(3) 依頼・連絡事項

- 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を踏まえ、自治体・公的支援機関・民間団体間の緊密な連携や協働に向けた調整を積極的に行うようお願いする。また、これらの連携や協働に当たっては、基本計画の策定や支援調整会議の設置が重要であるところ、これらの取組について、都道府県はもとより市町村においても実施されるよう、管内自治体へ働きかけや助言を行っていただくようお願いする。また、市町村における女性相談支援員の配置についても促進されるよう併せて働きかけ等をお願いする。
- 共同親権の内容を含む「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）の施行に向けて、国では周知用のパンフレット等を作成したところであるが、今後もQ&A形式での解説資料の作成や研修会等の実施を予定しているのでご了知いただくとともに、管内市町村等への周知につきご協力をお願いする。
また、悪質ホストクラブ問題については、引き続き、まずは女性相談支援センターを最初の相談窓口としていただき、関係機関等で緊密な連携を図りながら、相談者に寄り添った支援に取り組んでいただくようお願いする。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）（令和6年4月1日施行）

■目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発

■調査研究の推進

■人材の確保

■民間団体援助

■国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■支援調整会議（自治体）

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則
(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分
(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分
(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生
(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

令和7年度当初予算案の概要 ＜困難な問題を抱える女性への支援関係予算＞

令和7年度当初予算案 51億円（52億円）※（）内は前年度当初予算

厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室

令和6年度補正予算 2.0億円

○ 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性の人権を尊重し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、抱えている問題及び背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制整備を図る。

- ・ 女性相談支援員（非正規職員）の配置に必要な費用（女性相談支援員活動強化事業）
- ・ 民間団体との協働による支援の実施に必要な費用（官民協働等女性支援事業、民間団体支援強化・推進事業 等）
- ・ 支援調整会議の設置・運営に必要な費用（困難な問題を抱える女性支援連携強化事業）
- ・ 女性相談支援センターの一時保護所の運営費（女性保護事業費負担金 等）
- ・ 女性自立支援施設の運営費（女性自立支援事業費補助金、女性自立支援施設通所型支援モデル事業 等）
- ・ 女性相談支援センターにおける移送費や人身取引被害者の通訳者雇上費用（女性相談支援センター運営費負担金） 等

＜主な拡充事項＞

1. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

- ・ 官民協働等女性支援事業の創設（官民協働等により、早期発見から地域での自立・定着まで切れ目なく継続的に支援する事業の実施）
- ・ 女性相談支援員や女性相談支援センター、女性自立支援施設の職員へのスーパービジョンの体制整備
- ・ 女性自立支援施設通所型支援モデル事業の拡充（賃借料加算の新設）

2. 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金

- ・ 女性自立支援施設における就職支援等の充実（資格取得加算、就職支度金、補習費、第三者評価事業受審費の追加）

3. 女性支援を担う者の人材育成の強化

- ・ 研修体系の見直し等（民間団体や都道府県担当者など研修対象者の拡大、心理職向け研修など職務内容に応じた研修内容の充実）

＜当初予算案の内訳＞

◇ 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	24.0 億円 (令和6年度補正予算 2.0 億円)
◇ 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金・女性相談支援センター運営費負担金	26.8 億円
◇ その他（研修費用等）	26.6百万円

新規 官民協働等女性支援事業

※若年被害女性等支援事業等を再編

社会・援護局総務課
女性支援室（内線4584）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数）※（）内は前年度当初予算額
令和6年度補正予算において別途予算措置：2.0億円

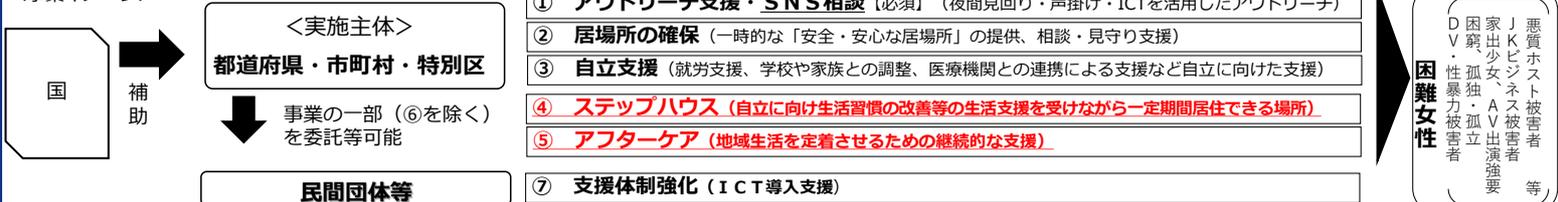
1 事業の目的

○ 様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着など、入口から出口まで切れ目のない支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム

- アウトリーチ支援・SNS相談支援**
困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施。
- 居場所の確保**
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施。
- 自立支援**
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。
- ステップハウス**
（3）の実施に際し、一時的な避難場所ではなく、自立に向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を受けながら一定期間居住できる場所を確保。
- アフターケア**
（3）または（4）を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施。
- 関係機関連携会議**
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- 支援体制強化（ICT導入支援）**
（1）～（5）の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施。

＜事業イメージ＞



⑥ 関係機関連携会議の設置等【必須】（関係機関と民間団体の連絡・調整）

※①及び⑥については、当該事業による補助を受けずに実施している場合であっても「必須」の条件を満たすものとして取り扱うこととする。
※①～⑥の事業の実施に際しては、実施主体の策定する計画（都道府県基本計画または市町村基本計画）に基づき行うものとする。

3 実施主体等

実施主体：都道府県・市町村（特別区含む）
補助率：国 1/2、都道府県・市町村（特別区含む） 1/2

＜事業実績＞ 令和4年度：3自治体（6団体）
令和5年度：5自治体（9団体）
令和6年度：13自治体（28団体）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性をめぐる課題が、生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権（民法改正）に関する相談対応など、女性支援機関（女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設）の支援員は、専門的かつ新しい知識と技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。
- また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告されている（令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」）。
- このため、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進する。

2 事業の概要・スキーム

①女性相談支援員向けスーパービジョン整備費（女性相談支援員活動強化事業の拡充）

都道府県または市町村において、女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

②女性相談支援センター・女性自立支援施設職員向けスーパービジョン整備事業（困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の拡充）

女性相談支援センターや女性自立支援施設を設置する都道府県（女性相談支援センターを設置している指定都市を含む）において、支援員が抱える困難事例等に対して、有識者や職員OB等が知識や経験に基づいた助言を行う。

※ スーパーバイザーによる助言は、集合方式やオンライン等により、複数の市町村の女性相談支援員または同一都道府県内の女性相談支援センター及び女性自立支援施設を対象に一体的に実施することも可能とする。



3 実施主体等

- ①【実施主体】都道府県・市町村（特別区含む）
【補助率】国 1/2（都道府県・市町村（特別区含む）1/2）
- ②【実施主体】都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
【補助率】国 1/2（都道府県・指定都市 1/2）

令和7年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 24億円の内数（26億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性のうち女性自立支援施設への入所による支援が望ましいと考えられる女性であっても、若年女性、同伴児のいる女性、障害を持つ女性等の概ね3割が入所につながっていない。
- また、入所につながらなかったケースについては、その後の行き先や支援の状況が把握できない場合も多く、支援が途切れている可能性もある。
- そのため、女性自立支援施設へ通所しながら、性暴力等の被害からの心身の健康の回復に向けた支援や、安定的な日常生活を営んでいくための専門的な相談支援等を継続的に受けられる事業をモデル的に実施し、入所につながらなかったケースへの効果的な支援の在り方を検討する。

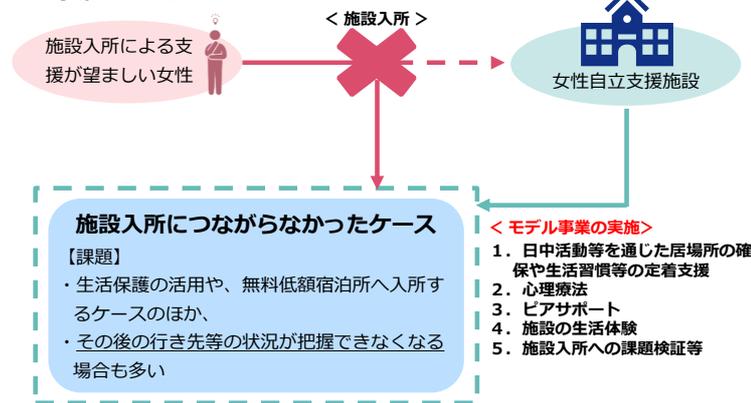
2 事業の概要・スキーム

1. 日中活動等を通じた居場所の確保や生活習慣等の定着支援
日中活動等を通じて、日中の居場所を提供するとともに、就業意欲を高め、一般的な生活力を身につけるための支援を行う。
2. 心理療法
定期的な心理療法等を実施し、性暴力等の被害からの心身の健康の回復を図る。
3. ピアサポート
施設入所者を含め、同じ立場や境遇、経験等を有する女性同士の情報交換や交流の場の提供など、当事者性を活かしたサポート活動を行う。
4. 施設の生活体験
施設入所が望ましい者等について、事前に施設における生活を体験することで、本人の意思決定等を支援する。
5. 施設入所への課題検証等
入所に至らなかったケースについて、その要因を検証し、必要な見直しを図るとともに、必要に応じた入所の促進を図る。

【拡充内容】

- **賃借料加算の新設**
※ 女性自立支援施設はDV被害者やストーカー被害者が多く入居しており、安全性を確保する観点から住所を秘匿しているところも多い。
このため、通所型支援の実施のための場所を借りる必要がある場合もあることから、そのための賃借料を補助する。

<事業イメージ>



3 実施主体等

- 【実施主体】都道府県 【補助率】3/4
【補助単価案】1施設当たり5,771千円、4の利用者一人当たり日額2,405円、**賃借料加算 1施設当たり3,000千円（最大）**

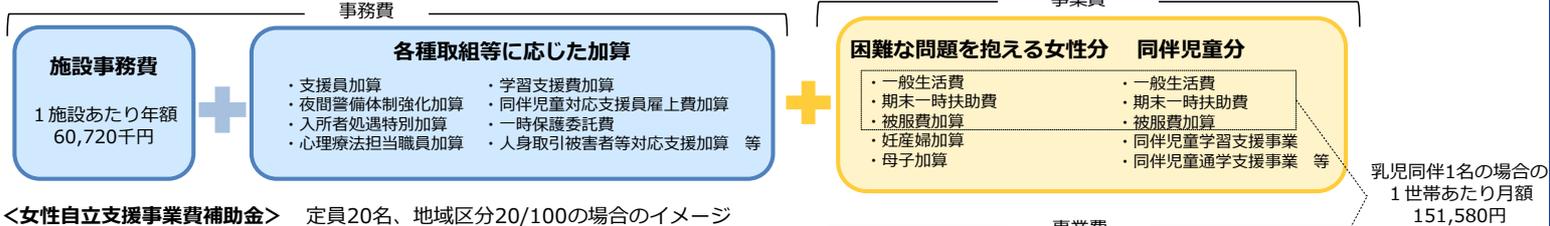
令和7年度当初予算案 27億円（26億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用（女性保護事業費負担金）や、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用（女性自立支援事業費補助金）として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担・補助を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

<女性保護事業費負担金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



<女性自立支援事業費補助金> 定員20名、地域区分20/100の場合のイメージ



3 実施主体等

- 女性保護事業費負担金**：（実施主体）都道府県・女性相談支援センターを設置している指定都市
（補助率） 国 5/10、都道府県・指定都市 5/10
- 女性自立支援事業費補助金**：（実施主体）都道府県
（補助率） 国 5/10、都道府県 5/10

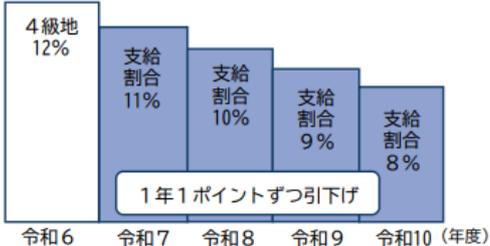
令和7年度以降の地域区分について （女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金）

- 令和6年人事院勧告にともない、令和7年4月1日より地域手当の級地区分等が見直されることから、女性保護事業費負担金及び女性自立支援事業費補助金の要綱においても人事院勧告の改正内容を反映する予定としているため、ご了承ください。

地域手当の大きくり化等

- 支給地域の単位の広域化
✓ 都道府県を基本とする。中核的な市（都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市）については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
✓ 支給割合の引下げは段階的に実施（1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施）

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 （都府県で指定） （中核的な市で個別に指定）
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

令和7年度当初予算案 **27**百万円の内数（1.1百万円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国の研修体系について、法の基本理念（関係機関・民間団体の協働）を踏まえ、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を追加する等の見直し等を行い、女性支援を担う者の育成及び支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム ※令和7年度の研修イメージ

	国		都道府県
実施者	国(委託事業者)【新規】	国(国立保健医療科学院)	都道府県 ※国(委託事業者)もブロック毎に実施【新規】
研修カテゴリー	管理職研修	①管理職実践研修 ②心理職員専門実践研修	支援職員・ 都道府県研修担当者研修
対象者	機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者、都道府県担当課長・係長)	①機関の長(センター長、統括女性相談支援員等、施設長、民間団体責任者) ②心理職員(センター及び施設の心理支援員、心理療法担当職員)	センター職員、女性相談支援員、施設職員、民間団体職員、都道府県研修担当者
研修目的	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、組織における支援のあり方やマネジメント等を学ぶ。 ・支援機関同士の関係作り	①機関の長向け 各機関の長が、演習を通して実践的な支援、スーパーバイズのための技術を習得する。 ②心理職員向け 専門的かつ実践的な支援を行うための知識や技術の習得を行う。	・女性支援の重要性や役割、目的・理念等を理解し、地域の特性を活かした具体的な支援技術を身につける。 ・支援者同士の関係作り
研修内容	・共通研修(制度の目的・理念、全体像の理解、最近のトピックス等) ・分科会	①多様なケースを想定したケースワーク、関係機関との連携やスーパービジョン等の演習 ②心理支援に係る技法等についての座学と演習	・共通研修(調査研究事業によるカリキュラムに基づく研修) ・分科会
日程等	1～2日	①3日 ②2日	1～2日

※上記のほか、時事トピックスに関する研修は適時実施。全国フォーラム（官民関係機関による意見交換やネットワークの構築）、全国女性相談支援員研究協議会（各都道府県が持ち回りで国と共催）も毎年実施予定。

3 実施主体等

【実施主体】 国

※引き続き都道府県が単独で実施する研修費用は補助金により助成

連 絡 事 項

1 困難な問題を抱える女性への支援について

令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援新法」という。）に基づき、厚生労働省においては国の基本方針（※1）や各種ガイドライン等（※2）の策定、各種女性支援事業の実施のほか、より多くの支援対象者を支援に繋げ、女性支援新法に基づく新たな支援を定着・推進するために、女性相談支援センター全国共通短縮ダイヤル#8778（はなそう なやみ）の開設、女性支援特設サイト（あなたのミカタ）の運営、全国フォーラムの開催等を行っている。

（※1）「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号）

（※2）「女性支援事業の実施について」（令和6年3月18日付社援発0318第60号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「女性支援事業実施要綱」の別添1～4

今後、女性支援新法の理念にのっとり、困難を抱える女性一人ひとりのニーズに応じた支援をさらに強化していくためには、官民協働等による切れ目ない包括的な支援体制の構築や、女性支援を担う人材の育成や支援機関における支援の質の向上等に向けた取組を推進していくことが不可欠である。

このため、令和7年度における女性支援事業は、下記について重点的に取り組むこととしているので、各自治体においてはご了知のうえ、積極的に事業の実施や取組の推進に努めていただくようお願いする。

（1）民間団体との協働による支援の推進

女性支援新法に基づく「官民協働等による切れ目のない女性支援」の一層の推進を図るため、後述する「官民協働等女性支援事業」を令和7年度予算案に計上している。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用し、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、早期発見からアフターケアまで一貫した支援を行い、潜在化している多様な支援ニーズに積極的に対応する支援体制の構築に向けた取組を推進するようお願いする。

なお、支援を行うことができる民間団体が少ない自治体においては、後述

する「民間団体支援強化・推進事業」の活用等により、女性支援を行う意向のある既存の民間団体及び新規の民間団体の掘り起こしや育成に関する支援等を行うことについて検討いただくようお願いする。

(2) 女性相談支援員の配置促進、処遇の確保等

ア 女性相談支援員は、支援対象者の発見に努め、その相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う職員として、女性支援新法では都道府県においては必置、市町村においても配置に努めるものとされている。支援対象者の身近な所で、寄り添いながら、きめ細かな支援が行われるよう、都道府県においては、女性相談支援員未配置市町村に対し、その配置を働きかけていただくようお願いする。

また、女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。

加えて、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等に当たっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当や勤勉手当の支給を抑制しないこと。

について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。なお、2(3)に記載の「女性相談支援員活動強化事業」の活用も積極的に検討されたい。

イ また、女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化している中で、精神疾患を抱える女性への支援や共同親権(民法改正)に関する相談対応など、女性相談支援員や女性相談支援センター及び女性自立支援施設の支援員

は、専門的かつ新しい知識と相談技術を常に習得し、日々の支援に当たることが求められている。また、特に女性相談支援員が一人しか配置されていない自治体においては、女性相談支援員が職責の重さや相談支援の難しさなどを感じたときにバーンアウトしそうな気持ちになるといった調査結果が報告（※）されている。

（※）令和5年度厚生労働省調査研究事業費補助金「困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」報告書

このため、令和7年度予算案において、女性相談支援員をはじめとする各女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、有識者や職員OB等が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進することとしているので、各自治体においてはご了知のうえ、事業の実施について積極的に検討いただくようお願いする。

ウ 昨年度、女性相談支援員の専門性の向上を図ることを目的として、女性相談支援員養成研修シラバスを策定したところ、本シラバスに基づく研修教材を現在作成しているところである。各自治体におかれては、本カリキュラムを活用いただきながら、女性相談支援員の専門性の向上等に取り組んでいただくようお願いする。

（3）国の研修体系の見直し

女性支援新法第18条に基づき、令和7年度より、国の研修体系を見直し、女性支援機関や民間団体、都道府県担当者など関係者全てに研修の機会を設けるとともに、心理職員の専門性向上のための研修を実施することとしている。具体的な研修内容等については追って連絡するが、特に、女性支援関係機関の支援職員等向けに行うことを予定しているブロック別研修（北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州ブロック）では、開催地の決定や運営等にあたって、都道府県のご協力をいただきたいと考えているのでよろしくようお願いする。

(4) 権利擁護及び質の評価の仕組みの検討

女性支援新法附則第2条に基づき、支援を受ける者の権利擁護の仕組みの構築及び支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築を目的として、令和6年度は女性自立支援施設に関する第三者評価基準等を策定することとしている。各都道府県においては、当該基準に基づく第三者評価の受審を積極的に検討されたい。

また、令和7年度においては、女性相談支援センター一時保護所の第三者評価基準の策定等について、検討を進めることとしており、検討に当たっては、各自治体に対する調査等を行う場合があるため、予めご承知いただくようお願いする。

2 令和7年度当初予算案等について

(1) 官民協働等女性支援事業【新規】

「官民協働等女性支援事業」は、様々な困難な問題を抱えた女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施するのに必要な費用を補助するものである。本事業は、現行の「若年被害女性等支援事業」を再編し、次の下線部分の支援について新たに補助対象とするものである。

【事業の概要・スキーム】

- ① 困難な問題を抱えた女性について、夜間見回り等による声掛けによる相談支援や、出張相談窓口における相談支援、SNSを活用した相談支援等を実施（アウトリーチ支援・SNS相談支援）
- ② 一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施（居場所の確保）
- ③ 継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施（自立支援）
- ④ 自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支

援等を受けながら一定期間居住できる場所の提供（ステップハウス）

⑤ 電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援（アフターケア）

⑥ 関係機関連携会議

行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

⑦ 支援体制強化（ICT導入支援）

①～⑤の実施に際し、ICTを活用した支援の導入や情報管理等を実施

※ 留意事項

- ・ 支援対象者については、「若年女性」に限定するものではないこと
- ・ 必須事業である「関係機関連携会議」は、既存の会議（支援調整会議を含む）を活用することも可能であること
- ・ アウトリーチ支援、居場所の提供、自立支援、ステップハウス、アフターケアについては、取組毎に民間団体へ委託等することも可能であること

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

（2）女性自立支援施設通所型支援モデル事業【拡充】

「女性自立支援施設通所型支援モデル事業」は、本来女性自立支援施設への入所が望ましい者であっても、特に若年女性や、同伴児のいる女性などについては、本人の同意が取れず、入所に繋がらないケースが少なくないため、そういった者に対し、施設の専門性を生かし、入所せずとも通所で支援できる体制を構築することを目的としたものであり、令和6年度より実施している。具体的には、

- ・ 施設における日中活動を通じた居場所の確保や生活習慣の定着支援の実施
- ・ 通所による心理療法の実施
- ・ 当事者同士の交流の場を提供するなどといったピアサポートの実施
- ・ 施設の生活体験

等に必要な費用を補助するものであるところ、女性自立支援施設が住所を秘匿としている場合も多いことに鑑み、令和7年度予算案においては、通所型支援実施のための場所を借りる場合の賃借料補助を新設することとしてい

る。

都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただくとともに、管内の女性自立支援施設等への周知について、ご協力をお願いします。

＜実施主体＞都道府県

＜補助率＞国 3 / 4

(3) 女性相談支援員活動強化事業【拡充】

「女性相談支援員活動強化事業」は、都道府県及び市町村が女性相談支援員を配置する場合に必要な費用の補助を行うものである。

これまで、女性相談支援員の処遇を確保し、専門性の向上を図るため、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給できるよう処遇改善を実施しているところであるが、令和7年度より、女性相談支援員の質の向上、業務における心理的負担の軽減や職場環境の整備のためのスーパービジョン整備事業を実施することとしており、積極的に活用いただくようお願いする。

＜実施主体＞都道府県・市町村（特別区含む）

＜補助率＞国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(4) 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業【拡充】

「困難女性支援活動・DV対策機能強化事業」は、困難な問題を抱える女性への支援及び暴力被害女性の保護を目的として、

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援の推進を図るための広報啓発
- ・ 夜間休日の電話対応及びSNSを活用した相談支援
- ・ 女性相談支援センターにおける弁護士による法的相談
- ・ 女性相談支援センターの職員等を対象とした各種研修の開催
- ・ 女性自立支援施設入所者への地域生活移行支援（ステップハウス）
- ・ 女性自立支援施設退所者への相談支援（アフターケア）

等に必要な費用を補助するものである。

令和7年度より、女性相談支援センター・女性自立支援施設職員へのスーパービジョンに必要な費用を補助する事業を実施することとしており、積極的に活用いただくようお願いする。

<実施主体>事業により異なる。

<補助率>国 1 / 2 (地方負担割合は、事業により異なる。)

(5) DV被害者等自立生活援助事業

「DV被害者等自立生活援助事業」は、一時保護所退所後のDV被害女性が、地域で自立した生活を継続して送られるよう、民間団体が運営するDVシェルター等を活用し、自立支援やアフターケアを行う場合に必要な費用を補助するものである。

それぞれの民間団体の特徴や強みを生かした柔軟な事業実施が可能なものであることから、積極的に活用いただくようお願いする。

<実施主体>都道府県・市(特別区含む)

<補助率>国 1 / 2 (都道府県・市 1 / 2)

(6) 民間団体支援強化・推進事業

「民間団体支援強化・推進事業」は、民間団体との協働による支援の実施に向け、民間団体の掘り起こしや育成等を行う場合に必要な費用を補助するものである。

具体的には、

- ・ 女性支援を行っている民間団体の調査や外部有識者等を含めた会議体を設け、団体の掘り起こし策等の検討を行うこと
 - ・ 民間団体の育成を目的とした、民間団体へのアドバイザー派遣や、他の民間団体での実地訓練などの取り組み
 - ・ 相談支援や自立支援に関する立ち上げ支援
- により、民間団体を発掘・育成を図るものである。

なお、新たな団体の立ち上げに限らず、他分野で活動している団体を活用する場合においても補助対象となるため、積極的な活用をお願いする。

<実施主体>都道府県・市町村(特別区含む)

<補助率>国 1 / 2 (都道府県・市町村 1 / 2)

(7) 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」は、

- ・ 都道府県基本計画の見直しや、市町村計画の策定
- ・ 女性相談支援員等の専門職の採用活動
- ・ 自治体におけるICTの利活用
- ・ 女性相談支援センター、一時保護所、女性自立支援施設における入所等の生活向上を図ることを目的とした軽微な改修
- ・ 身元保証人に係る損害保険契約の保険料
- ・ 施設間の交流研修

等に必要な費用を補助するものであるため、積極的に活用いただきたい。

(8) 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業

「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業」は、円滑に支援調整会議の設置・運営が行われるよう、必要な費用の補助を行うものである。

女性支援新法の施行に伴い、令和7年度より補助率の見直しを行っているので留意いただくようお願いする。

<実施主体> 都道府県・市町村（特別区含む）

<補助率> 国 1 / 2（都道府県・市町村 1 / 2）

(9) 女性保護事業費負担金・女性自立支援事業費補助金【拡充】

「女性保護事業費負担金」は、女性相談支援センターが、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、社会生活を営むうえで困難な問題を抱える女性を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用を負担するものである。

「女性自立支援事業費補助金」は、女性自立支援施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用を補助するものである。

令和7年度予算案においては、女性自立支援施設における自立に向けた支援を強化するため、新たに

- ・ 就職又は進学にかかる資格取得
- ・ 就職に際し必要な被服、家具什器等の購入

- ・ 学習塾等の利用

等に必要な予算を盛り込むとともに、

- ・ 女性自立支援施設の第三者評価事業の受審にかかる経費を計上しており、積極的に活用いただくようお願いする。

なお、令和6年人事院勧告にともない、令和7年4月1日より地域手当の級地区分等が見直されることから、女性保護事業費負担金及び女性自立支援事業費補助金の要綱においても人事院勧告の改正内容を反映する予定としているため、ご了承ください。

(10) 女性相談支援センター運営費負担金

「女性相談支援センター運営費負担金」は、女性相談支援センターが行う困難な問題を抱える女性の移送に必要な費用や、外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護に必要となる通訳の雇上費用等として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が負担するものである。

(11) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）においては、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の推奨事業メニューについて、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために同交付金を追加する旨が盛り込まれた。

各自治体においては、「重点支援地方交付金を活用した女性自立支援施設及び救護施設等の支援について」（令和6年12月6日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・保護課保護事業室・地域福祉課事務連絡）をご確認いただき、女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所等における光熱水費や食材料費の高騰に対する支援や施設整備における資材費及び施設の維持管理費の高騰分への支援について、他の自治体の事例も参考にしながら、積極的に同交付金の活用についてご検討いただきたい。

(12) 社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）

「社会福祉施設等施設整備費補助金（女性自立支援施設等分）」は、女性支援新法に基づき、都道府県又は女性相談支援センター設置市における女性相談支援センター一時保護所の整備に必要な費用、及び都道府県又は社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の整備に必要な費用を補助するものである。

令和3年度から令和7年度までの5か年は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、施設の耐震対策等の整備（耐震化対策、非常用自家発電設備、ブロック塀等対策及び水害対策）を推進することとしているため、当整備費補助金の活用等により、通常整備と併せて耐震化対策等の整備についてご検討いただきたい。

(13) 補助金の適正な執行

困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金について、令和7年度予算案において拡充した事項等に係る国庫補助の申請が多く見込まれること等から、令和7年度より、交付申請書の提出前に所要見込み額調査を実施する予定である。近日中に事務連絡を発出する予定であるため、予めご承知いただくようお願いする。

また、国庫補助金の執行に当たっては、事業目的と異なる他の用途へ使用されることや、複数の国庫補助金で重複して同一対象経費に充てられることがないように徹底することが必要である。

そのため、補助金の申請及び実績報告に当たっては、

- ・ 事業の実施者（委託先及び補助先を含む）において、当該国庫補助事業以外の他の事業（自主事業や他の補助事業等）が行われていないか確認すること
- ・ 他の事業が行われている場合は、国庫補助事業の対象経費が、他の事業との間で適切に区分又は按分されているかを確認すること
- ・ 複数の事業に共通して従事している職員等や、共通して使用されている物件等がある場合は、当該共通の職員等や物件等に関する経費について、区分又は業務量や支援対象者数等により適切に按分し、重複がないように整理すること

等について徹底いただくようお願いする。

3 その他

(1) 関係支援機関や他の支援制度との連携・協働

ア 困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制を構築するため、都道府県においては、管内の女性支援の実施状況や実施体制等を踏まえ、自治体・公的支援機関・民間団体間の緊密な連携や協働に向けた調整を積極的に行うようお願いする。また、これらの連携や協働に当たっては、基本計画の策定や支援調整会議の設置が重要であるところ、これらの取組について、都道府県はもとより市町村においても実施されるよう、管内自治体へ働きかけや助言を行っていただくようお願いする。

イ 女性が抱える複合化・複雑化している困難な問題への支援に当たっては、こども施策や、生活困窮者自立支援制度、精神保健医療福祉施策の関係機関、医療機関等との連携が重要である。このため、関連通知(※)において、具体的な連携方法として、担当部局間や支援機関間の日常的な情報共有や、連絡調整担当の設定、双方の制度の理解のための合同研修の実施、各制度の関係機関と女性支援機関との連絡先の共有、支援調整会議等を通じた連携等をお示ししており、内容についてご了知いただくとともに、積極的な連携に向けた取組を行っていただくようお願いする。

(※)「こども施策と女性支援施策との連携について」(令和5年9月1日社援女発0901第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・こども家庭庁支援局虐待防止対策課長・家庭福祉課長通知)「困難な問題を抱える女性への支援施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」(令和6年6月24日社援女発0624第1号・社援地発0624第3号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・地域福祉課長通知)、「女性支援施策と精神保健医療福祉施策の連携について」(令和6年7月4日社援女発0704第1号・障精発0704第1号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長・障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)

(2) 悪質ホストクラブ問題

悪質ホストクラブ問題をめぐっては、令和6年12月に警察庁の検討会においてとりまとめられた「悪質ホストクラブ対策に関する報告書」において、

風営適正化の改正も含めた対応が提言されるとともに、「同法に基づく規制、取締りのみならず、関係機関相互で緊密に連携の上、被害予防、被害者支援等を含めた多角的な取組を一層推進する必要がある」とする対策の方向性がまとめられたところである。

被害に遭われた方それぞれの事情に応じて、関係機関が連携しながら支援を行っていくことが重要であるが、引き続き、どこに何を相談して良いか分からない方については、まずは、女性相談支援センターを最初の相談窓口として対応いただくようお願いする。

また、相談者の中には、居住地の都道府県以外の女性相談支援センターに連絡される場合もあるが、他の都道府県に在住する者から相談があった場合についても、居住地の都道府県の相談窓口又は専門機関の窓口をご紹介いただくなど、適切な相談窓口に繋いでいただくよう配慮をお願いする。

併せて、「悪質ホストクラブに関する相談受付件数調査について」（令和5年12月8日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）において依頼しているとおり、女性相談支援センターにおいて受け付けた悪質ホストクラブ問題に関する相談件数について、毎月5日までに前月分の状況をご報告いただくよう引き続きご協力をお願いする。

（3）「民法等の一部を改正する法律」の施行に向けた取組

共同親権の内容を含む「民法等の一部を改正する法律」の施行に向けて、国では周知用のパンフレット等を作成したところであるが、今後もQ&A形式での解説資料の作成や研修会等の実施を予定しているのでご了知いただくとともに、管内市町村等への周知につきご協力をお願いする。

（※）「民法等の一部を改正する法律の周知用パンフレットについて」（令和6年12月11日内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課・厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）

（4）外国籍を有する女性等への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関しては、令和5年3月に公布した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」において、女性支援新法の定義する状況に当てはまる女性であれば、年齢、障

害の有無、国籍等を問わず、支援の対象となる旨をお示している。

各自治体においては、国籍や在留資格の有無を問わず、必要な支援を提供いただくようお願いする。

(5) 人身取引被害者支援

人身取引被害者への支援については、人身取引対策行動計画に基づき、関係機関と連携・協力を図りながら対応いただいているところである。引き続き、人身取引被害者の保護に当たっては、安全の確保及び心身の健康状態に配慮した心理的ケア等の対応を行うきめ細かい支援を行っていただくようお願いする。

また、「婦人相談所及び児童相談所における人身取引被害者の一時保護の状況等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室・こども家庭庁支援局虐待防止対策課事務連絡）において、人身取引被害者の保護を行った場合は、その都度ご報告いただくよう依頼しているため、遅漏のないようお願いする。

(6) 「かにた婦人の村」

「かにた婦人の村」は、全国で唯一の長期入所型の女性自立支援施設である。本施設は、全国から入所者を受け入れ、長期にわたる心身の回復及び生活や就労等自立に向けた支援を行っているので、これまで入所実績のない自治体も含め、同施設の活用についてご検討いただきたい。

また、本施設については、令和6年11月末に改築整備が完了し、令和6年12月16日より供用を開始したところである。改築整備にかかる費用負担の考え方については、「長期入所施設「かにた婦人の村」の改築整備に係る各都道府県の費用負担額について」（令和6年6月26日事務連絡）を確認いただくとともに、今後当該施設に入所措置を検討している場合は、費用負担の関係から、事前に東京都担当者にも連絡するようお願いする。

(7) 災害時の備蓄等

各自治体においては、これまでも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、

女性自立支援施設等の災害対策に万全を期するよう指導が行われているものと承知しているが、災害時における利用者への支援継続のため、飲料水や食料等の備蓄等についても必要な対策を講じるようお願いする。なお、「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日事務連絡）において、災害に備えて点検すべき事項（例）をお示ししているので参考にされたい。

また、災害発生時において被災した施設への適切かつ迅速な支援につなげる観点から、被害の有無に関わらず、施設の状況を速やかに「児童福祉施設等災害時情報共有システム」にてご報告いただくようお願いする。

(8) 栄養士法の改正に伴う女性自立支援施設の設備基準の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）による栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）が改正され、令和7年4月1日より施行される。この改正事項は、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準であることから、ご対応に遺漏なきようお願いする。

(9) 女性支援新法第8条第3項に基づく市町村基本計画の策定

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条に基づく市町村基本計画の策定について」（令和7年1月23日付厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室事務連絡）にてお知らせしたとおり、市町村が策定する市町村基本計画については、複数の市町村が共同して策定することが可能である。

市町村におかれては当事務連絡についてご了知の上、市町村計画の策定をお願いする。また、都道府県におかれては、市町村基本計画を策定していない市町村への助言や働きかけを行うなど、地域の実情に応じた女性支援の推進にご協力をお願いする。

(10) 女性支援を担う者の人材育成等

ア 社会福祉士の受験資格に係る実務経験の対象拡大

社会福祉士の受験資格における「厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの」について、女性支援事業関係では、「女性相談支援センターにおける相談支援員、心理支援員、女性相談支援員」「女性自立支援施設における入所者の自立支援を行う職員次の施設の従事者」が対象となっていたところであるが、令和6年度より、前述の従事者に加え、「若年被害女性等支援事業を行っている事業所における相談援助業務又は自立支援を行っている職員」が対象に加えられたのでご承知いただくようお願いする。

(※)「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(令和6年7月3日付社援発0703第1号社会・援護局長通知)

イ 小中学校の教員免許に係る「介護等の体験を行う施設」の対象拡大

小中学校の教員免許の取得に当たっては、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条第1項において、「特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者」であることを必須としている。

令和6年度より、当該介護等の体験を行う施設について、「女性自立支援施設が対象に加えられたのでご承知いただくようお願いする。

(※)「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則(平成9年文部省令第40号)の改正省令」(令和6年4月1日施行)

(11) 女性支援特設サイト「あなたのミカタ」

令和6年1月より、厚生労働省の補助金事業により、女性支援特設サイト「あなたのミカタ」を公開したところであるが、本サイトでは、各地域の支援窓口や支援内容に関する情報、女性が抱える悩みごとの相談窓口や支援内容、女性支援に関するコラム・インタビュー記事のほか、支援機関・支援者向けに、各種通知や調査研究の成果物、広報素材等を掲載している。都道府県においては、支援を必要とする方や支援機関、支援者に対する積極的な周

知について、ご協力をお願いします。

(12) 全国フォーラム

令和6年12月に、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設及び民間団体等の関係機関同士のネットワークを構築するとともに、社会における女性支援への理解をより深めるほか、女性支援に関する機運を醸成し、女性が安心してかつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「第2回女性支援新法全国フォーラム」を開催したところである。本フォーラムの動画や資料については、「あなたのミカタ」に掲載しているため、ご確認いただくようお願いする。

また、令和7年度も当全国フォーラムを開催することとしており、詳細が決まり次第お知らせするので、積極的にご参加いただくようお願いする。

参 考 资 料

(参考)「女性相談支援員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="786 201 1111 284">社援発 0329 第 71 号 令和 6 年 3 月 29 日</p> <p data-bbox="450 296 1111 331"><u>【一部改正】令和 7 年※月※日社援発※第※号</u></p> <p data-bbox="107 491 651 619">都道府県 各 市 町 村 民生主管部（局）長殿 特 別 区</p> <p data-bbox="723 635 1111 715">厚生労働省社会・援護局長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p data-bbox="210 778 1010 810">女性相談支援員手当の国庫補助基準額の取扱いについて</p> <p data-bbox="107 922 1099 1102">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性相談支援員手当の国庫補助については、令和 6 年 4 月 1 日から次のとおり取り扱うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="107 1118 1099 1246">また、本通知の施行に伴い、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」（令和 5 年 4 月 4 日社援女発 0407 第 6 号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長通知）は廃止する。</p> <p data-bbox="107 1262 1084 1342">なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p data-bbox="1809 201 2134 284">社援発 0329 第 71 号 令和 6 年 3 月 29 日</p> <p data-bbox="1135 491 1680 619">都道府県 各 市 町 村 民生主管部（局）長殿 特 別 区</p> <p data-bbox="1747 635 2134 715">厚生労働省社会・援護局長 （ 公 印 省 略 ）</p> <p data-bbox="1234 778 2033 810">女性相談支援員手当の国庫補助基準額の取扱いについて</p> <p data-bbox="1135 922 2128 1102">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性相談支援員手当の国庫補助については、令和 6 年 4 月 1 日から次のとおり取り扱うこととしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="1135 1118 2128 1246">また、本通知の施行に伴い、「婦人相談員手当の国庫補助基準額の取扱いについて」（令和 5 年 4 月 4 日社援女発 0407 第 6 号厚生労働省社会・援護局総務課女性支援室長通知）は廃止する。</p> <p data-bbox="1135 1262 2114 1342">なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>1～5 略</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 5に定める「別に定める研修」については、<u>「女性相談支援員養成研修シラバスについて」(令和6年6月24日社援発0624第7号厚生労働省社会・援護局長通知)</u>に定めるカリキュラムの内容を満たす研修をいい、「別に定める研修を修了している者」については、地方自治体等が実施する当該カリキュラムの内容を満たす研修を修了している者とする。</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 5に定める「別に定める研修」については、別に定めるカリキュラムの内容を満たす研修をいい、「別に定める研修を修了している者」については、地方自治体等が実施する当該カリキュラムの内容を満たす研修を修了している者とする。</p>

(参考)「官民協働等女性支援事業の実施について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="810 245 1135 331">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p data-bbox="107 392 432 523">都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p data-bbox="748 536 1135 571">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="331 632 909 667"><u>官民協働等女性支援事業</u>の実施について</p> <p data-bbox="107 727 1135 1056">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、<u>令和7年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="107 1069 1135 1155">各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p data-bbox="107 1168 1135 1299"><u>また、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援事業の実施について」(令和6年3月29日社援発0329第82号厚生労働省社会・援護局長通知)は廃止する。</u></p> <p data-bbox="107 1311 1135 1398">なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p data-bbox="1863 245 2188 331">社 援 発 0329 第 82 号 令 和 6 年 3 月 29 日</p> <p data-bbox="1160 392 1485 523">都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p data-bbox="1800 536 2188 571">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="1379 632 1957 667"><u>若年被害女性等支援事業</u>の実施について</p> <p data-bbox="1160 727 2188 1056">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、様々な困難を抱えた若年女性については、自ら悩みを抱え込み、問題が顕在化しにくく、公的な支援につながりにくいといった側面が指摘されている。このため、公的機関と民間団体とが密接に連携し、個々のケースに応じたきめ細かな支援を行うため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、<u>令和6年4月1日</u>から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="1160 1069 2188 1155">各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p data-bbox="1160 1168 2188 1299"><u>また、本通知の施行に伴い、「若年被害女性等支援事業の実施について」(令和3年4月28日子発0428第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)は廃止する。</u></p> <p data-bbox="1160 1311 2188 1398">なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>官民協働等女性支援事業</u>実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>官民協働等女性支援事業</u>は、様々な<u>困難な問題を抱える女性</u>について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの<u>相談対応や、居場所の確保、地域での自立・定着</u>、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、<u>女性</u>の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は、都道府県、市町村（特別区含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、実施主体は事業の一部（4（2）の事業を除く）について、年間を通じて<u>困難な問題を抱える女性</u>の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができる。</p> <p>3 対象者</p> <p>本事業の対象者は、<u>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第2条第1項に定める困難な問題を抱える女性</u>であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「<u>困難な問題を抱える女性</u>」という。）とする。</p>	<p>(別紙)</p> <p style="text-align: center;"><u>若年被害女性等支援事業</u>実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p><u>若年被害女性等支援事業</u>は、様々な<u>困難を抱えた若年女性</u>について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、<u>若年女性</u>の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体</p> <p>実施主体は都道府県、市町村（特別区含む。）（以下「都道府県等」という。）とする。</p> <p>なお、実施主体は事業の一部（4（2）の事業を除く）について、年間を通じて<u>若年女性</u>の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができる。</p> <p>3 対象者</p> <p>本事業の対象者は、<u>性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある主に10代から20代の女性</u>であって、都道府県等が本事業の対象とすることを適当と認めた者（以下「<u>若年被害女性等</u>」という。）とする。</p> <p><u>なお、10代から20代以外の女性を対象としても差し支えない。</u></p>

新	旧
<p>4 事業内容及び実施方法</p> <p>都道府県等は、以下の<u>(1) ①または②及び(6)の事業を行うことを必須とし、(2)、(3)、(4)及び(5)の事業については対象者のニーズ等</u>に応じて実施することができる。</p> <p><u>なお、(1)の事業について、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して実施する場合についても、必須の条件を満たすものとして取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(1)から(6)の事業の実施に際しては、法第8条第1項または同条第3項に定める都道府県等が策定した基本計画に基づき行うこととする。なお、計画未策定の市町村(特別区を含む。)については、令和7年度中に計画を策定することを条件に実施できるものとするが、これにより難しい場合は、別途、厚生労働省と協議すること。</u></p> <p>また、<u>(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)</u>の取組毎に社会福祉法人等へ委託等することも可能である。</p> <p>なお、(1)から<u>(6)</u>の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。</p> <p>(1) <u>アウトリーチ支援・SNS相談支援</u></p> <p>都道府県等は、<u>困難な問題を抱える女性に対して</u>、以下の支援を実施する。</p> <p>① <u>アウトリーチ支援</u></p> <p><u>困難な問題を抱える女性</u>の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる<u>困難な問題を抱える女性</u>に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用し</p>	<p>4 事業内容及び実施方法</p> <p>都道府県等は、以下の<u>(1)及び(2)の事業を行うことを必須とし、(3)及び(4)の事業については既存事業の活用や対象者のニーズ等</u>に応じて実施することができる。</p> <p>また、<u>(1)、(3)及び(4)</u>の取組毎に社会福祉法人等へ委託等することも可能である。</p> <p>なお、(1)から<u>(4)</u>の事業実施の過程において、18歳未満の対象者で親等からの虐待を受けたと思われるなど要保護児童として把握した場合は、児童福祉法第25条の規定に基づき、市区町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等に速やかに通告するものとする。</p> <p>(1) <u>アウトリーチ支援</u></p> <p>都道府県等は、<u>困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の</u>以下の支援を実施する。</p> <p>① <u>夜間見回り等</u></p> <p><u>困難を抱えた若年被害女性等</u>の被害の未然防止を図る観点から、深夜の繁華街などを巡回し、家に帰れずにいる<u>若年被害女性等</u>に対する声掛けや相談支援の実施や、ICTを活用したア</p>

新	旧
<p>たアウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など<u>困難な問題を抱える女性</u>の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。</p> <p>② <u>SNS相談支援</u> <u>困難な問題を抱える女性</u>からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った<u>困難な問題を抱える女性</u>や、居場所を利用していた<u>困難な問題を抱える女性</u>からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。</p> <p>なお、アウトリーチ支援や<u>SNS相談支援等</u>の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは<u>SNS相談支援等</u>の実施場所又は<u>困難な問題を抱える女性</u>が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、<u>困難な問題を抱える女性</u>に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。</p> <p>また、都道府県等は、相談対応職員が、<u>困難な問題を抱える女性</u>が抱える様々な困難な問題に適切に対応できるよう、相談技能向上のための研修受講機会の確保に努めること。</p> <p><u>(2) 削除</u></p>	<p>ウトリーチ支援を実施する。また、出張相談など若年被害女性等の状況に応じた支援を行うとともに、必要に応じて関係機関や居場所等への同行支援を行う。</p> <p>② <u>相談及び面談</u> <u>若年被害女性等</u>からの様々な悩みや直面する課題に対応するため、相談窓口を設置し、電話、メール、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による相談や、必要に応じて面談を実施する。また、アウトリーチ支援において声掛け、相談支援等を行った<u>若年被害女性等</u>や、居場所を利用していた<u>若年被害女性等</u>からのその後の相談に対応するとともに、必要に応じて面談を実施する。</p> <p>なお、アウトリーチ支援や<u>面談等</u>の際に緊急的に福祉サービスが必要となった場合は、アウトリーチ支援若しくは<u>面談等</u>の実施場所又は<u>若年被害女性等</u>が居住する地域の市区町村が、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人等からの連絡等を受けて、<u>若年被害女性等</u>に提供する福祉サービスの実施機関として必要な支援を行うこと。</p> <p>また、都道府県等は、相談対応職員が、<u>若年被害女性等</u>が抱える様々な困難な問題に適切に対応できるよう、相談技能向上のための研修受講機会の確保に努めること。</p> <p><u>(2) 関係機関連携会議の設置</u> <u>都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に</u></p>

新	旧
<p><u>(2)</u> 居場所の提供に関する支援</p> <p>都道府県等は、<u>困難な問題を抱える女性</u>の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。</p> <p>① 略</p> <p>② 居場所の提供体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>困難な問題を抱える女性</u>の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な<u>困難な問題を抱える女性</u>を受け入れる場合には、<u>女性支援事業</u>や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>③～④ 略</p> <p><u>(3)</u> 自立支援 略</p> <p><u>(4)</u> <u>ステップハウス</u></p>	<p><u>関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。</u> <u>また、会議は既存の会議等を活用することも可能とする。</u> <u>なお、会議は原則として月1回程度開催することが望ましい。</u></p> <p><u>(3)</u> 居場所の提供に関する支援</p> <p>都道府県等は、<u>若年被害女性等</u>の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合は、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を以下により実施する。</p> <p>① 略</p> <p>② 居場所の提供体制</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>若年被害女性等</u>の中には、性暴力や虐待等の被害に加え、何らかの障害あるいは疾病を複合的に抱えているケースもあることから、特に個別の対応が必要な<u>若年被害女性等</u>を受け入れる場合には、<u>婦人保護事業</u>や社会福祉事業に従事した経験のある者等を個別対応職員として配置した上で、きめ細かな支援を提供すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>③～④ 略</p> <p><u>(4)</u> 自立支援 略</p>

新	旧
<p><u>(3)の実施に際し、自立支援計画に基づき、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援や就労支援等を受けながら一定期間居住できる場所を提供する支援を以下により実施する。</u></p> <p><u>① ステップハウスの提供期間</u></p> <p><u>ステップハウスの提供は中期的な支援（3ヶ月～6ヶ月程度を目安）とするが、利用者の状態やその後の支援につなげるまでの間やむを得ず長期化する場合は、都道府県等の判断により引き続きステップハウスでの支援を実施することができることとする。</u></p> <p><u>② ステップハウスの提供体制</u></p> <p><u>ステップハウスとして提供する住宅は、日常生活に支障がないよう必要な設備を有するとともに、利用者の保健衛生及び安全について十分配慮されたものとする。</u></p> <p><u>③ 利用者負担</u></p> <p><u>居住に要する費用その他日常生活で通常必要となるものであって利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者に負担させることができるものとする。</u></p> <p><u>利用者に負担させることができる金額は、自立支援計画において明確に定めることとし、あらかじめ利用者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該金額は、利用者の経済状況等に十分配慮した金額としなければならない。なお、利用者に負担させた場合は、適正に会計処理を行うとともに、これに関する諸帳簿（書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。）を整備しなければならない。</u></p>	

新	旧
<p><u>④ 留意事項</u></p> <p><u>ア ステップハウスを提供し支援を行う場合は、利用者本人の同意を得ることとし、利用者が未成年者の場合は、親等親権者へ連絡した上で実施することを原則とする。親等親権者への連絡に当たっては、必要に応じて児童相談所又は弁護士に依頼するなど、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。ただし、親権者に連絡することにより、利用者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合等は、児童相談所や女性相談支援センター、警察等の関係機関と十分連携・協議した上で、利用者の安全・安心の確保に最善の対応を決定し、実施すること。また、事前に事業の目的、実施期間、当該住宅における生活上の安全面についての留意点や緊急時の連絡方法等について、利用者と十分話し合うこと。</u></p> <p><u>イ ステップハウスで支援した後、地域での自立に向けて福祉サービスが必要な場合は、当該ステップハウスの所在地又は利用者の居住地の市区町村が、利用者に提供する福祉サービスの実施機関として、必要な支援を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 既に福祉サービス（生活保護や障害者手帳の交付等）を利用している者をステップハウスで支援した場合は、ステップハウスの所在地の市区町村につないだ上で、当該市区町村が既福祉サービス提供市区町村と必要な調整等を行うことにより、福祉サービスの利用が途切れることのないよう留意すること。</u></p> <p><u>エ ステップハウスで支援する場合の自立支援計画の策定に当たっては、事前に利用者と話し合う等により、利用者の意見が十分反映されるよう留意すること。また、女性相談支援センターは、当該計画策定への助言や策定会議への出席等により、実施主体又は実施主体が事業の一部を委託等する社会福祉法人</u></p>	

新	旧
<p><u>等との間で利用者に関する情報を共有するとともに、当該計画内容の的確性を確認すること。</u></p> <p><u>(5) アフターケア</u></p> <p><u>(3) または (4) による支援を実施した者等に対して、地域で自立していくために、例えば、</u></p> <p><u>① 電話相談</u></p> <p><u>② 家庭訪問</u></p> <p><u>③ 社会生活の場（地域活動の場、職場など）への同行等を通じた職員による相談、助言など、地域生活を定着させるための継続的な支援を行う。</u></p> <p><u>(6) 関係機関連携会議の設置</u></p> <p>都道府県等は、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を設置し、<u>困難な問題を抱える女性</u>に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎ方の協議や事例検証などを行い、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図る。</p> <p>また、会議は既存の会議 <u>(支援調整会議を含む)</u> を活用することも可能とする。</p> <p>なお、会議は原則として月 1 回程度開催することが望ましい。</p> <p><u>(7) ICT 導入支援事業</u></p> <p><u>相談支援体制の構築・強化を図るため、次に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により社会福祉法人等の負担軽減に資するものとする。</u></p> <p><u>ア テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関</u></p>	

新	旧
<p><u>係機関との連携・調整、見回りなどを行う外出先での通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等</u></p> <p><u>イ データベースの活用による困難な問題を抱える女性の情報共有やペーパーレス化</u></p> <p><u>ウ 各種手続の電子化</u></p> <p><u>エ その他、ICT機器等の活用による相談支援体制の構築・強化及び社会福祉法人等との連携強化に資する取組</u></p> <p><u>本事業は、取組を実施する社会福祉法人等に対して都道府県等が補助することにより実施するものとする。</u></p> <p><u>ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うものとする。</u></p> <p><u>本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</u></p> <p>5 留意事項</p> <p>都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において守秘義務を定めること。</p> <p>なお、<u>関係機関連携会議等における個別の支援対象者に関する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法</u></p>	<p>5 留意事項</p> <p>都道府県等は、効果的な支援の実施のため、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。また、事業の一部を委託して実施する場合は、委託先との契約において守秘義務を定めること。</p> <p>なお、<u>関係機関連携会議等において、関係機関の間で利用者に関する情報の共有を行うことについて、支援開始時点等に利用者から同意</u></p>

新	旧
<p data-bbox="136 156 696 188"><u>律第 57 号) に基づき行う必要がある。</u></p> <p data-bbox="114 395 208 427">6 略</p>	<p data-bbox="1189 156 2192 331"><u>を得ておくこと。ただし、利用者個人を特定できる情報の共有については、当該利用者の生命・身体等に危険が生じるおそれがある場合等であって、関係機関の間で情報を共有した上で連携して支援を行うことが最善と判断される場合に限るものとする。</u></p> <p data-bbox="1167 395 1261 427">6 略</p>

(参考)「困難な問題を抱える女性支援連携強化事業の実施について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">社 援 発 ※ 第 ※ 号 令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">困難な問題を抱える女性支援連携強化事業の実施について</p> <p>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するためには、関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者が支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下で対応していくことが重要であることに鑑み、今般、別紙のとおり「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業実施要綱」を定め、<u>令和7年※月※日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について」(<u>令和6年3月29日社援発0329第83号厚生労働省社会・援護局長通知</u>)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">社 援 発 0329 第 83 号 令 和 6 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">困難な問題を抱える女性支援連携強化<u>モデル</u>事業の実施について</p> <p>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するためには、関係機関、関係団体及び困難な問題を抱える女性への支援に関連する職務に従事する者が支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下で対応していくことが重要であることに鑑み、今般、別紙のとおり「困難な問題を抱える女性支援連携強化<u>モデル</u>事業実施要綱」を定め、<u>令和6年4月1日</u>から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業の実施について」(<u>令和3年4月28日子発0428第3号厚生労働省子ども家庭局長通知</u>)は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化事業（以下「<u>連携強化</u>事業」という。）は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取り組みとして、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区町村の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（以下、「支援調整会議」という。）を構築、運営する事業を実施することにより、困難な問題を抱える女性の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)</p> <p>① 略</p> <p>② 調整機関の業務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 支援実施状況の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握 ・ <u>連携強化</u>事業におけるすべてのケースについて進行管 	<p>(別紙)</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化<u>モデル</u>事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>困難な問題を抱える女性支援連携強化<u>モデル</u>事業（以下「<u>モデル</u>事業」という。）は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、相談から保護、自立に至るまでの支援を適切に提供するため、試行的な取り組みとして、女性相談支援センター等の都道府県の関係機関や、市区町村の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（以下、「支援調整会議」という。）を<u>モデル的に</u>構築、運営する事業を実施することにより、困難な問題を抱える女性の自立の推進に資することを目的とする。</p> <p>2～3 略</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3)</p> <p>① 略</p> <p>② 調整機関の業務</p> <p>ア 略</p> <p>イ 支援実施状況の進行管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等による支援の実施状況の把握 ・ <u>モデル</u>事業におけるすべてのケースについて進行管理

新	旧
<p>理台帳（別添様式1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、支援方針の見直し等を行う。</p> <p>ウ 略</p>	<p>台帳（別添様式1参照）を作成し、実務者会議等の場において、定期的に状況確認、支援方針の見直し等を行う。</p> <p>ウ 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 事業計画書等の提出</p> <p>実施主体は、本実施要綱に基づく<u>連携強化</u>事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始前までに事業計画書（別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式3）を提出するものとする。</p>	<p>6 事業計画書等の提出</p> <p>実施主体は、本実施要綱に基づく<u>モデル</u>事業について、国の補助を受けて実施する場合については、事業開始前までに事業計画書（別紙様式2）を提出するものとし、事業終了後においては、翌年度4月末日までに実施状況報告書（別紙様式3）を提出するものとする。</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p>（別紙様式1） 略</p>	<p>（別紙様式1） 略</p>

新	旧
<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: right;">(自治体名)</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化事業 に関する事業計画書</p> <p>1 事業の実施時期</p> <p>2 事業計画の内容</p> <p>(1) 支援対象女性見込み数 (同伴家族含む実人員)</p> <p>(2) 支援調整会議の構成員、取組内容</p> <p>(3) 代表者会議の構成員、取組内容</p> <p>(4) 実務者会議の構成員、取組内容</p> <p>(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組内容</p> <p>(6) 調整機関の職員、取組内容</p> <p>3 事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載)</p>	<p>(別紙様式2)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: right;">(自治体名)</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業 に関する事業計画書</p> <p>1 事業の実施時期</p> <p>2 事業計画の内容</p> <p>(1) 支援対象女性見込み数 (同伴家族含む実人員)</p> <p>(2) 地域協議会の構成員、取組内容</p> <p>(3) 代表者会議の構成員、取組内容</p> <p>(4) 実務者会議の構成員、取組内容</p> <p>(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組内容</p> <p>(6) 調整機関の職員、取組内容</p> <p>3 事業所要額 (対象経費の具体的な内訳を記載)</p>

新	旧
<p>(別紙様式3)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: right;">(自治体名)</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化事業 に関する実施状況報告</p> <p>1 事業実績内容</p> <p>(1) 支援対象女性数 (同伴家族含む実人数、属性を内訳として記載)</p> <p>(2) 支援調整会議の構成員、取組実績</p> <p>(3) 代表者会議の構成員、取組実績</p> <p>(4) 実務者会議の構成員、取組実績</p> <p>(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組実績</p> <p>(6) 調整機関の職員、取組実績</p> <p>(7) 当該事業の実施に当たり工夫したことや効果、課題等 (具体的に 記載)</p> <p>2 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、会議費、事務 等) を記載)</p>	<p>(別紙様式3)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: right;">(自治体名)</p> <p style="text-align: center;">〇〇年度 困難な問題抱える女性支援連携強化モデル事業 に関する実施状況報告</p> <p>1 事業実績内容</p> <p>(1) 支援対象女性数 (同伴家族含む実人数、属性を内訳として記載)</p> <p>(2) 地域協議会の構成員、取組実績</p> <p>(3) 代表者会議の構成員、取組実績</p> <p>(4) 実務者会議の構成員、取組実績</p> <p>(5) 個別ケース検討会議の構成員、取組実績</p> <p>(6) 調整機関の職員、取組実績</p> <p>(7) 当該モデル事業の実施に当たり工夫したことや効果、課題等 (具 体的に記載)</p> <p>2 事業実績額 (対象経費の具体的な支出内訳 (人件費、会議費、事務 等) を記載)</p>

(参考)「民間団体支援強化・推進事業の実施について」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">社援発 0329 第 84 号 令和 6 年 3 月 29 日 【一部改正】令和 7 年※月※日社援発※第※号</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">民間団体支援強化・推進事業の実施について</p> <p>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「民間団体支援強化・推進事業の実施について」（令和 4 年 3 月 29 日子発 0329 第 10 号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p style="text-align: right;">社援発 0329 第 84 号 令和 6 年 3 月 29 日</p> <p>都道府県知事 各 市 町 村 長 殿 特 別 区 長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局長</p> <p style="text-align: center;">民間団体支援強化・推進事業の実施について</p> <p>女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現状を踏まえ、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進するため、今般、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>また、各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p>また、本通知の施行に伴い、「民間団体支援強化・推進事業の実施について」（令和 4 年 3 月 29 日子発 0329 第 10 号厚生労働省子ども家庭局長通知）は廃止する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>民間団体支援強化・推進事業実施要綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 留意事項 3③の民間団体立ち上げ支援事業について、<u>官民協働等女性支援事業</u>の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。</p> <p>5 略</p>	<p>(別紙)</p> <p>民間団体支援強化・推進事業実施要綱</p> <p>1～3 略</p> <p>4 留意事項 3③の民間団体立ち上げ支援事業について、<u>若年被害女性等支援事業</u>の対象となる事業については、本事業の補助対象外となる。</p> <p>5 略</p>

(参考)「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="813 201 1135 284">社援発 0329 第 85 号 令和 6 年 3 月 29 日</p> <p data-bbox="474 296 1135 331">【一部改正】令和 7 年※月※日社援発※第※号</p> <p data-bbox="107 395 430 523">各 都道府県知事 市町村長 殿 特別区長</p> <p data-bbox="748 539 1135 571">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="174 635 1070 667">困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について</p> <p data-bbox="136 730 1135 1054">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和 4 年法律第 52 号)(以下「法律」という。)に基づく、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="136 1070 1135 1150">各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p data-bbox="136 1166 1135 1294">また、本通知の施行に伴い、「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について」(令和 5 年 4 月 7 日社援発 0407 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知)は廃止する。</p> <p data-bbox="136 1310 1135 1390">なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p data-bbox="1868 201 2190 284">社援発 0329 第 85 号 令和 6 年 3 月 29 日</p> <p data-bbox="1160 395 1482 523">各 都道府県知事 市町村長 殿 特別区長</p> <p data-bbox="1805 539 2192 571">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="1227 635 2123 667">困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について</p> <p data-bbox="1189 730 2192 1054">女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、今般、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和 4 年法律第 52 号)(以下「法律」という。)に基づく、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図るため、別紙のとおり実施要綱を定め、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p data-bbox="1189 1070 2192 1150">各自治体におかれては管内の関係機関に対して、この旨周知されるようお願いする。</p> <p data-bbox="1189 1166 2192 1294">また、本通知の施行に伴い、「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業の実施について」(令和 5 年 4 月 7 日社援発 0407 第 4 号厚生労働省社会・援護局長通知)は廃止する。</p> <p data-bbox="1189 1310 2192 1390">なお、この通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業実施要綱</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 事業内容</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ICT導入支援事業</p> <p>(1) 相談支援体制の構築・強化を図るため、次に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所（以下「女性自立支援施設等」という。）の負担軽減に資するものとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>(2) 業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、職員の処遇の改善や入所者等の支援強化の取組に充てるものとする。</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業実施要綱</p> <p>第1～第2 略</p> <p>第3 事業内容</p> <p>1～2 略</p> <p>3 ICT導入支援事業</p> <p>(1) 相談支援体制の構築・強化を図るため、次に掲げる取組のいずれか又は複数を実施するものであって、業務の効率化により女性自立支援施設、女性相談支援センター、女性相談支援センター一時保護所（以下「女性自立支援施設等」という。）<u>及び「若年被害女性等支援事業の実施について」（令和6年3月29日社援発0329第82号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、若年被害女性等支援事業の委託を受けている民間団体等</u>の負担軽減に資するものとする。</p> <p>ア～エ 略</p> <p><u>(2) 本事業は、都道府県等が実施又は取組を実施する民間実施事業者等に対して都道府県等が補助することにより実施するものとする。</u></p> <p><u>(3) 業務の効率化による費用等の削減効果が生じた場合は、職員の処遇の改善や入所者等の支援強化の取組に充てるものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>(3)</u> ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うものとする。</p> <p><u>(4)</u> 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p>なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>第4 略</p>	<p><u>(4)</u> ICT機器の導入等にあたっては、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うものとする。</p> <p><u>(5)</u> 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。</p> <p>なお、本事業を実施する都道府県等は、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。</p> <p>4～6 略</p> <p>第4 略</p>

(案)

社 援 発 ※ 第 ※ 号
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 市 町 村 長 殿
特 別 区 長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業の実施について

女性支援事業の推進については、かねてから特段のご配慮をいただいているところであるが、女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行うため、今般、別紙のとおり「女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

女性支援機関におけるスーパービジョン整備事業実施要綱

1 目的

女性支援機関においてスーパービジョン体制の整備を行い、女性支援に精通した有識者や職員OB、経験豊富な支援員等（以下「スーパーバイザー」という。）が知識や経験を生かし、支援員が抱える困難事例等に対する助言を行う等、女性支援機関の支援員の質の向上を図るとともに、業務における心理的負担を軽減し、その役割を果たすことができる職場環境の整備を推進することを目的とする。

2 実施主体

(1) 女性相談支援員スーパービジョン整備事業

都道府県及び市町村（特別区を含む）とする。

なお、都道府県及び市町村（特別区を含む）が、事業内容を適切に実施することができるかと認められた者に事業の全部又は一部を委託等して実施することができるものとする。

(2) 女性相談支援センター・女性自立支援施設職員スーパービジョン整備事業

都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市とする。

なお、都道府県及び女性相談支援センターを設置する指定都市が、事業内容を適切に実施することができるかと認められた者に事業の全部又は一部を委託等して実施することができるものとする。

3 対象者

(1) 2の(1)に定める事業

本事業の対象者は、女性相談支援員とする。

(2) 2の(2)に定める事業

本事業の対象者は、女性相談支援センターや女性自立支援施設で相談業務等を行う職員とする。

4 事業の内容

(1) 2の(1)に定める事業

① 女性相談支援員が抱える困難事例等に対して、スーパーバイザーが知識や経験に基づいた助言を行う。

② スーパーバイザーによる助言は、マンツーマンによるものに限らず、より多くの女性相談支援員が参加できるよう、集合方式や

オンライン等により実施することや、他自治体と合同で実施することも可能とする。

(2) 2の(2)に定める事業

- ① 女性相談支援センターや女性自立支援施設で相談業務等を行う職員が抱える困難事例等に対して、スーパーバイザーが知識や経験に基づいた助言を行う。
- ② スーパーバイザーによる助言は、マンツーマンによるものに限らず、より多くの職員が参加できるよう、集合方式やオンライン等により実施することや、他自治体と合同で実施することも可能とする。

5 実施上の留意点

- ① 事業の実施にあたって、3で定める対象者に加えて、本事業の目的の範囲内において適当であると実施主体が認める者（民間団体の支援員等）が参加することも妨げないものとする。
- ② 事業の実施にあたっては、個人情報の適切な管理に十分配慮するとともに、対象者も含め業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて周知徹底を図る等の対策を講ずること。
なお、事業を委託する場合には、個人情報の取扱いについて委託団体との契約において明確に定めること。

6 経費

事業に要する経費（3に定める対象者に係る経費を除く）については、国は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

なお、女性相談支援員が本事業に参加する際の旅費等については、女性相談支援員活動強化事業の活用が可能であることを申し添える。